

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構  
特別共同利用研究員受入規程

平成16年4月19日  
規程第98号

改正 平成21年3月31日規程第97号

改正 平成25年5月8日規程第17号

(目的)

第1条 この規程は、大学の要請に応じ、大学院における教育に協力するため、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）における特別共同利用研究員（以下「研究員」という。）の受入れに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において研究員とは、高エネルギー加速器による素粒子、原子核並びに物質の構造及び機能に関する研究並びに高エネルギー加速器の性能及び基盤的技術の向上を図るための研究に従事し、併せて機構教員の指導を受ける大学院学生をいう。

(申請・許可)

第3条 研究員の受入れを希望する大学は、機構長が別に定める依頼書を機構長に提出しなければならない。

2 機構長は、前項の依頼書の提出があったときは、高エネルギー加速器研究機構大学院教育審議委員会（以下「委員会」という。）に諮り、機構の運営に支障のない場合に限り、受入れを許可するものとする。

第4条 (削除)

(受入れ期間)

第5条 研究員の受入れ期間は、1年以内とし、当該研究員の研究状況によっては、委員会の議を経て、機構長は、その期間の延長を認めることができる。ただし、修士課程（前期2年及び後期3年の課程に区分する博士課程にあつては、前期2年の課程とする。）に在籍する研究員については、受入れ期間は、通算して1年を超えないものとする。

(研究指導)

第6条 研究員に対しては、その研究課題に応じて指導教員を定め、研究指導を行うものとする。

(対価)

第7条 受入れた研究員に係る研究指導の費用は、徴収しない。

(損害補償)

第8条 研究員は、故意又は重大な過失により、機構の施設・設備を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(災害補償)

第9条 機構は、研究員の責に帰すべき事由による事故等の補償はしない。

(保険)

第10条 研究員は、学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険又はこれと同等の保険に加入しているものとする。

(成果の公表)

第11条 研究員が機構において研究指導を受けて得た研究成果は、原則として公表できるものとする。

(知的財産権の取扱い)

第12条 研究員が機構における研究指導により発明等を行った場合の知的財産権の取扱いについては、当該大学と機構又は研究員との別段の合意がある場合を除き、原則として機構が所有するものとする。

(施設等の利用)

第13条 研究員は、機構の施設及び設備等を機構の定めに従い、利用することができるものとする。

(規程等の遵守)

第14条 研究員は、機構の諸規程及び関係法令等を遵守するとともに、安全の確保に努めなければならない。

(受入れの取消し)

第15条 機構長は、研究員が次の各号の一に該当する場合には、受入れを取り消すことができる。

(1)機構の規程その他の遵守事項に違反したと認められる場合

(2)機構で研究の指導を受けることが適当でないと認められる場合

2 研究員が研究期間中に健康その他の理由により受入れを辞退する場合は、当該大学から機構長に届け出るものとする。

(証明書の交付)

第16条 機構長は、研究員が研究を終了した場合は、研究員に研究終了証明書を交付するとともに、当該大学に通知するものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、研究員の取扱いに関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 この規程の適用日前に、高エネルギー加速器研究機構特別共同利用研究員規則（平成9年規則第53号）により受入れを許可された特別共同利用研究員については、この規程を適用する。

附 則（平成21年3月31日規程第97号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月8日規程第17号）

この規程は、平成25年5月8日から施行し、平成25年4月1日から適用する。